

【CLOメルマガ】電子文書の活用に向けた法的検討

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第8号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、電子署名法を中心に取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

今号の目次

1. 電子文書の活用に向けた法的検討
2. 自動運転
3. 民法改正～定型約款～

~~~~~

### 【電子文書の活用に向けた法的検討】

以下は、事務所ウェブサイト公表している「電子文書の活用に向けた法的検討」の要約です。全文をご覧いただくにはこちらの URL から (<https://www.clo.jp/column/2532/>)。

#### 1. 電子文書や電子契約の活用について

事務処理の効率化の観点や、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下でテレワークを推進する観点から、書面・押印の慣習を見直し、電子文書(電磁的記録)を活用する取組みが注目されています。しかしながら、現状では、法令上書面によることが要求され、かつ、電磁的記録で代替不可能なものや、相手方の承諾を得た場合のみ電磁的記録で代替可能なもの等がありますので注意が必要です。

特に「契約」に関しては、昨今、利便性の高い電子署名サービスが普及し始めていることもあり、契約の締結のために「電子契約」の活用が期待されています。ただし、契約に関しても、法令上書面性が要求され、かつ、電磁的記録で代替不可能なものがあります(借地借家法上の定期賃貸借契約等)。

#### 2. 電子署名サービスの利便性の向上と電子署名法上の法的論点

書面・押印の慣習を見直し、電子契約の活用を進めるにあたっては、契約の相手方から電磁的記録の成立の真正を争われた場合に書面の場合と比べて敗訴リスクが

高まるのかどうかという点の検討が不可欠になります。

その際、紛争に至った場合のリスクを低減するために、従前の押印に代えて、電子署名法上の電子署名を活用することが考えられます。

電子署名サービスに関しては、2001年の電子署名法施行当時、利用者本人が電子署名を行うために必要となる署名鍵を格納した物件(ICカード、USBトークン等)を保有するというローカル署名型の電子署名サービスが主に想定されていました。

しかしながら、このようなタイプの電子署名は利用者の手間が大きいと普及が進まず、その後、署名鍵を物件(ICカード等)ではなく、クラウド上で管理するサービス(リモート署名型)や、利用者の指示に基づき、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行うサービス(事業者署名型)が登場しました。

もっとも、現在提供されている電子署名サービスには、ローカル署名型、リモート署名型、事業者署名型といった類型が存在するため、民事裁判における証拠としての程度有用かについては、具体的な電子署名サービスの内容に照らして個別に検討する必要があります。

以下では、電子署名法上の主な論点についてご紹介いたします。

## (1) 電子署名法上の「電子署名」に該当するかどうか

特に、事業者署名型の電子署名の場合、電子署名法2条1号の「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件(いわゆる本人性の要件)を充足するかが明らかではありませんでした。

この点について、令和2年7月17日、総務省・法務省・経済産業省より「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A」が公表され、その中で「サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供者ではなく、その利用者であると評価しうる」との見解が出されました。

これにより、事業者署名型であっても、「電子署名」の本人性の要件を充足しうることが明らかとなったといえます。

## (2) 電子署名法上の電磁的記録の真正な成立の推定が働くかどうか

民事訴訟法228条4項では、「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」とされており、判例上、契約書等の印影と作成名義人の印章の一致が立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印さ

れたことが推定され、更に、その印影に係る契約書等が作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されることとなります(いわゆる二段の推定)。そして、契約書等の印影と作成名義人の印章の一致は、実印の場合には印鑑証明書により立証されるのが一般的です。

電子署名法 3 条は、電子署名が行われた電磁的記録についても、民事訴訟法 228 条 4 項と同様に真正な成立が推定される旨を規定したものです。

もっとも、同条は、「本人による電子署名」が行われていることを要件としているところ、事業者署名型の電子署名の場合、利用者は署名鍵を有しないため、実印の場合における印鑑証明書に相当するものが観念できず、同様の立証方法を採用できないのではないかという疑問があります。

そうすると、契約相手方から契約書の成立の真正を争われた場合には、事業者署名型のサービスの利用者が、当該契約の相手方本人であったこと(当該相手方の意思に基づき電子署名がなされた事実)を直接立証する必要があると考えられます。

この点、サービス提供者側では、メールアドレス認証とPW 認証の 2 段階認証、電話番号認証や閲覧履歴情報などにより、本人性担保の手段を講じていますので、これらを用いて立証を行うことも考えられますが、継続的取引関係のない相手方との契約を想定した場合に、実印と同程度になりすまし等のリスクを低減できるのかについては疑問が残ります。とりわけ、なりすまし等のリスクが一定存すると評価できる契約類型の場合には、なおその導入には一定慎重に検討する必要があるといえます。他方、事業者間契約(B to B 取引)のように、なりすまし等による契約否認のリスクがそれほど高くないといえる契約類型については、契約締結に至るまでの交渉履歴記録やメールの来歴等を保存しておくなどの社内体制整備を講じることにより、リスク対応として相応といえる場合もあるものと考えられます。

### 3. まとめ

以上のように、電子文書・電子契約は多くの場面において有効に活用することが期待される場所ですが、近時用いられている事業者署名型の電子署名については、当然には私文書の場合のような二段の推定が働かない可能性があることも念頭において、後日、契約否認されるリスクに備えた資料収集等も社内の体制として整備しておくことが肝要です。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 高橋 瑛輝( [takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp) )

弁護士 岩城 方臣( [iwaki\\_ma@clo.gr.jp](mailto:iwaki_ma@clo.gr.jp) )

弁護士 大澤 武史( [osawa\\_t@clo.gr.jp](mailto:osawa_t@clo.gr.jp) )

弁護士 本行 克哉( [hongyo\\_k@clo.gr.jp](mailto:hongyo_k@clo.gr.jp) )

弁護士 新 智博( [atarashi\\_t@clo.gr.jp](mailto:atarashi_t@clo.gr.jp) )

弁護士 菊地 悠( [kikuchi\\_y@clo.gr.jp](mailto:kikuchi_y@clo.gr.jp) )

弁護士 谷 崇彦( [tani\\_t@clo.gr.jp](mailto:tani_t@clo.gr.jp) )

~~~~~

【自動運転】

令和2年4月1日に施行された「道路交通法」及び「道路運送車両法」の改正の概要、自動運転車両の導入状況等及び自動運転における損害賠償責任論を取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。なお、自動運転に関しては、今後も最新の議論をフォローしていく予定です。

(記事へのリンク: <https://www.clo.jp/column/2534/>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 金木 伸行(kaneki_n@clo.gr.jp)

弁護士 谷 崇彦(tani_t@clo.gr.jp)

~~~~~

## 【民法改正(定型約款)】

令和2年4月1日に施行された改正民法において、定型約款についての条項が新設されました。本稿では、どのような約款が定型約款に該当するか、どのような場合に取引当事者が定型約款に拘束されるか、定型約款の変更はどのように行うか等を中心にご説明いたします。(記事へのリンク: <https://www.clo.jp/column/2535//>)

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 新 智博( [atarashi\\_t@clo.gr.jp](mailto:atarashi_t@clo.gr.jp) )

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....